

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

日程第 13. 議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について

○議長 宮城清政君 日程第 13. 議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について。地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により平成 29 年 2 月 1 日から沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求めます。提案理由としまして、沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により本案を提出いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について、本日お配りしました概要説明資料と議案書の新旧対照表を使って概要をご説明いたします。まず今回の規約変更の目的でございます。規約変更は 2 点ございます。1 点目で、広域連合を組織する地方公共団体に西原町を追加することです。それから 2 点目で、介護保険法の改正に伴う新しい介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施を図るための改正であります。

新旧対照表をご覧くださいながらご説明していきたいと思っております。まず規約変更の概要でございます。1 点目の西原町新規加入に伴う規約変更の概要です。現行規約第 2 条では、広域連合を組織する規定で、広域連合は別表第 1 に掲げる市町村をもって組織することから、別表 1 に西原町を追加することです。それから、現行規約第 7 条、広域連合議会の組織の規定において、広域連合議会議員の定数が 28 人となっているところを 29 人に変更するものであります。この新旧対照表左側が現行で、右側が改正案となっております。それから規約変更のもう 1 点ですね。介護保険法の改正に伴う規約変更の概要でございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律において、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設等によって地域支援事業に関する改正がなされております。この事業については、構成市町村、要するに市町村が中心となって地域の実情に合わせて多様なサービスを充実することによって地域の支え合いの体制づくりを推進することになっておりまして、平成 29 年 4 月までには全市町村が実施することとなっております。現行の規約においては、この同事業の事務が広域

連合が処理する事務となっていることから、広域連合と市町村間においてこれまでは委託契約を結んで市町村が事業を行ってきておりました。今回の規約改正、変更においては、第 4 条関係別表第 2 で関係市町村において処理する事務のなかに地域支援事業を加えることによって広域連合と市町村の双方で同事業を行うことが可能となるということです。そういうことでこれまで以上に事業の効果的な実施と市町村の主体性の確保が図れるとなります。この新旧対照表の裏側に、オとキとありますが、その間にカとして地域支援事業に関する事務、地域支援事業の実施に関すること。ただし、広域連合による実施により事業効果が発揮できると認められる事業を除くということで、この部分を挿入する変更案でございます。現行規約にありました、カ. 地域支援事業は広域連合の処理する事務となっていたものですからここではカの部分が入っていなかったということです。新たに、カとして市町村がやる事務として追加されたということで別表に入ってきております。

次に、附則に関する説明でございます。附則（施行期日）第 1 項 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び別表第 1 の変更規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。となっております。これは地域支援事業について市町村が主体となって平成 28 年度から事業実施できるようにするために、平成 28 年 4 月 1 日からの施行としております。ただし、西原町の加入につきましては、広域連合の新年度予算は 2 月議会で可決されていることとなりますので、西原町選出議員の出席が必要となることから、平成 29 年 2 月 1 日としております。それから、（経過措置）2 項 前項の規定にかかわらず、西原町について第 4 条の広域連合の処理する事務及び第 17 条の広域連合の経費の支弁の方法については、平成 29 年 4 月 1 日から適用するとなっております。これにつきましては、西原町の業務開始が平成 29 年 4 月 1 日であることから、第 4 条広域連合が処理する事務、第 17 条広域連合の経費の支弁の方法については平成 29 年 4 月 1 日適用としております。それから、（準備行為）第 3 項 広域連合は、第 1 項ただし書きに規定する施行の日前においても、西原町の加入に向けて必要となる準備行為をすることができる。これにつきましては、西原町が加入する前にシステムの改修やデータ連携等事前の準備作業が必要となってきますのでこの 3 項の規定を設けております。それから第 4 項 西原町加入により生じる費用負担とその他必要な事項については、西原町と協議の上、別に定める。これにつきましては、西原町加入による事前協議書を規約に位置付けてあるということです。事前協議書によって西原町の負担はこれですというように決定して、その支払方法等も西原町と協議しながら進めていくというために設定しております。以上が議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についての概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 これは即決ですよ。ちょっと教えてください。本島内に例えば読谷村であるとか恩納村であるとか加入していない自治体が 8 カ所ぐらいですか、中城村も然り、北中城村も然りであります。この広域行政には村は加入できないのか。それぞれの地方自治体が決めることでありますが、村は加入できないものなのか。県の指令でそういうものがあるのかどうか。もちろんそれは市町村長の権限で加入する、しないというのがあるはずですが、村は入れないということがあるのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 45 分）

再開（午後 1 時 45 分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 附則の準備行為 4 項で、西原町加入により生じる費用云々、協議の上別に定めるとなっているのですけれども、これ全部決めたのではないですか。決めて納得した上で南風原町もオッケーとやったつもり、私はそういうつもりなのです。それとも、その決まったことを新たに協定みたいにやるということなのか。これからやるということではないですよ。そこをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。西原町の参画に関しましては、平成 26 年 9 月にまず覚書を交わしております。その後、西原町が加入する場合には西原町の負担がこれまで築いてきた資産等を積み上げてそれを均等割にしてこれだけとか、それからシステム改修とあらゆる費用は試算してあります。この費用負担に関して、もちろん西原町がすべて負担するわけですが、システムの改修については一括払いにするのかどうかとかそういった部分で西原町の加入が決定したら正式に協議書を調印してそのとおりに支払いますよということを担保しているかたちになります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 48 分）

再開（午後 1 時 49 分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 16 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 16 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを採決します。本案について、可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。